

答弁書第二三六号

内閣参質一八〇第二三六号

平成二十四年八月三十一日

内閣総理大臣 野田佳彦

参議院議長 平田健二 殿

参議院議員谷岡郁子君提出原子力規制委員会委員長及び委員候補者の人選に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員谷岡郁子君提出原子力規制委員会委員長及び委員候補者の人選に関する質問に対する答弁書

一について

原子力規制委員会の委員長及び委員（以下「委員長等」という。）の任命については、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）第七条において、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命することとされていることから、同条に基づき所要の手続を進めている。

二から五まで及び七について

政府としては、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所の事故の反省を踏まえた厳しい安全規制を行う考え方を持ち、電力会社等の関係業界の影響を受けず公平性に疑いがない者を委員長等の候補者として選定し、人事案を両議院に提示したものであり、当該候補者は適切に職務を遂行し得るものと考えている。

六について

政府としては、委員長等の候補者が電力会社等から受け取った講演料等の報酬に係る調査結果について、平成二十四年八月三日までに、参議院議院運営委員会理事会において報告し、衆議院議院運営委員会の

委員長、理事等にも報告した。